

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年12月13日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

本件口座は一時的に友人に貸していたものであり、キャッシュカードは友人に渡したきりとなっている。同口座に入金された金銭については全額友人が引き出したものである。また、請求人は本件店舗の代表者ではなく、本件入金については請求人の収入ではない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月2日	諮問
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）
平成31年1月18日	審議（第29回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 費用返還義務についての法の定め

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

#### (3) 局長通知

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 8・1・(5)によれば、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。」とされている。ここにいう「(1)から(4)までに該当する収入」とは、局長通知第 8・1 の(1)ないし(4)に掲げる収入のことであり、「(1)勤労（被用）収入」、「(2)農業収入」、「(3)農業以外の事業（自営）収入」、「(4)恩給、年金等の収入」のことである。

#### (4) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の 1・(1)によれば、法 63 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされている。

## 2 本件処分の検討

請求人は、平成 28 年 12 月 2 日から保護の開始を受けているところ、本件通帳によれば、平成 28 年 12 月 20 日に、〇〇から本件口座へ 313,250 円の入金（本件入金）があったことが認められる。請求人は、キャッシュカードは友人に渡してあり、本件口座を実質的に利用していたのは同人であると主張するが、請求人からは、本件口座に入金された金銭は友人のものである旨記載された友人が署名したとする確認書が提出されただけで、主張を客観的に裏付ける証拠は、何ら提出されていない。したがって、同日の入金時点において、請求人が、株式会社みずほ銀行に対する預金債権を取得したと認定せざるを得ない。

処分庁の調査によれば、本件入金は本件店舗の売上金（〇〇からの代金立替払金）としての入金であることが認められるが、請求人は、友人の収入であると主張するのみで、それが何による収入であるか、あるい

は収入に要した経費についての証拠は何ら提出されていないのであるから、本件入金的全額を収入と認定するほかはない。

したがって、本件入金に係る313,250円については、その全額を請求人の収入として認定すべきものと認められるから、当該金銭を請求人の「資力」とみて、法63条の規定に基づき行われた本件処分には、違法又は不当な点はないといえる。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張するが、上記2のとおり、仮に請求人が友人に対し本件口座の名義貸しをしていたとしても、請求人名義の銀行口座に本件入金があったことは事実であり、本件入金に係る金銭が請求人のものではなく、およそ請求人が利用することができないものであることを証明するに足る証拠は認められないのであるから、請求人の主張は採用できない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹